

教職員向け指導資料(6月)

《インターネットに関する事件(5月)》

北海道教育委員会

ネットトラブル未然防止のための総合ヘルプサイト

実際の事件の例

5月に起きたインターネットに関する事件の中から、不適切な投稿が原因で起つた、以下の事例を参考に、投稿内容が社会に与える影響について考えてみましょう。

《事例》

大学2年生の男子学生(19)が、Twitterに「僕だってのこぎりで人傷つけて回りたい」「明日授業中人を殺すことを考えている」などと殺人をほのめかす投稿をし、大学周辺を警備させるなど、警察の業務を妨害したとして、偽計業務妨害罪で逮捕された。男子学生は、2日前に起きたアイドルグループのメンバーがのこぎりで切りつけられた事件に影響を受けて投稿を行った可能性が考えられる。

《実際の投稿》

僕だってのこぎりで人傷つけて回りたいよ。
やるか。

返信 リツイート ★お気に入りに登録 その他
リツイート 850 お気に入り 397

6:20 - 2014年5月27日

明日授業中人を殺すことを考えている

返信 リツイート ★お気に入りに登録 その他
リツイート 595 お気に入り 294

6:47 - 2014年5月27日

犯行予告(犯罪予告)

犯行予告(犯罪予告)は「偽計業務妨害罪」や「威力業務妨害罪」、または「脅迫罪」などにあたります。

2008年に有名掲示板サイトで「明日午前11時に●●小学校で小女子を焼き殺す」という内容の投稿があり、投稿を行った男性(23)が威力業務妨害罪で逮捕されるという事件が起こりました。男性は「小女子は『コウナゴ』と読み、小魚の意味で、殺害予告にはあたらない」と言い逃れをしましたが、この予告を受けて児童たちを集め校させるなど、学校の業務を妨害したことにより有罪になりました。

犯罪予告は、実際にを行わなかったり、ふざけて書いた場合でも、犯罪に問われることがあります。

指導の要点

どんな内容であっても、自分の投稿には責任が生まれます。

犯罪予告は「ふざけただけ」「悪気はなかった」では許されませんので、絶対にやってはいけないことだという指導が必要です。